市街化調整区域における地区計画運用基準(案)について

■市街化調整区域とは

- ・農地等の保全に努め、農的土地利用の維持を図る
- ・自然環境の保全に十分配慮したものを除き、原則、 開発、施設整備等は抑制





H26柏市航空写真

■地区計画とは

用途地域等による全国一律的なルールから一歩踏み込んで, 地区の目指すべき将来像を設定し, その実現に向けて「まちづくり」 を進めていく手法

■地区計画の構成

〇地区計画の「目標」 どのようなまちを目指していくのかを定めるもの

〇地区計画の「方針」

「目標」を実現するための土地利用の考え方を定めるもの

〇地区整備計画

「建築物等の用途の制限」や「壁面の位置の制限」等,具体的な建築のルールを定めるもの

■市街化調整区域でなぜ地区計画を定めるのか

インターチェンジ 周辺等における 産業振興

既存工業団地 の活性化

地域振興の核となる拠点の形成



目指すもの

・新たな産業の創出

・新たな雇用の創出

•地域の活性化

•既存集落の維持

■地区計画を定める上での方針

○周辺環境との調和

周辺の自然との調和、既存住宅に対する住環境配慮

〇産業振興への寄与

新たな産業を誘致させ、雇用を創出させる



○地域振興への寄与

- ・広大な未利用地の活用を通じた地域の活性化
- •環境改善に寄与する土地利用
- 既存工業団地の活性化



〇地域コミュニティの形成

地域コミュニティの維持に繋がる住宅開発

